

# 草津市廃棄物減量等推進審議会会議録

## 1. 日 時

平成 19 年 1 月 19 日（金）10：00～12：00

## 2. 場 所

草津市役所 4 階会議室

## 3. 出席者

〔委員〕	※	◎天野 耕二	○青木 和子	金谷 健	大村 久雄
		田中 征子	妹尾 志郎	坪田 貴尋	権田 五雄
		藤井 淳	富板 勝		
〔事務局等〕		中島 直樹	田村 雅男	梅景 聖夜	松田 政義
		森 安幸	矢野 秀樹	木村 博	笹井 裕

※◎会長、○副会長

## 4. 議 事

〈開会挨拶〉

○会長：

それでは、ちょっと時間は早いですが、委員の皆様方がお揃いですので、第 6 回の廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

最初に草津市さんの方から、一言ありましたらお願いします。

○事務局：

おはようございます。年明け第 1 回の審議会と言うことで、委員の皆様、本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。そして本日も大変お忙しい中、ご出席頂きまして真にありがとうございます。

本日は、2 点についてご審議頂きたいと思います。1 点目は新たなごみの分別収集の見直しについて、おおかたご理解頂けたということで、これをパブリックコメントとして市民の皆様方からご意見を拝聴することについて、取りまとめをさせていただきました。これについて確認をして頂きたいと思っております。2 点目につきましては、ごみの有料化について、本市における現状での課題、また何故、有料化を進めていくのかということについて説明をさせて頂きながら、色々ご指導・ご助言を頂ければと思っております。

更に今後は、その有料化について、第 7 回審議会においては料金水準や他の自治体の事例をご披露申し上げながら、ご審議頂きたいと考えております。そして第 8 回・第 9 回の

2回に分けて実質的な審議をして頂きたいと思っております。最終的には8月末頃を目処におまとめ頂ければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

○会長：

それでは議事に入りたいと思います。

まず議事の第1点目として、家庭系ごみの分別方法の見直しに関するパブリックコメント案、資料-1について事務局の方からご説明をお願いします。

〈家庭系ごみの分別方法の見直しに関するパブリックコメント案について〉

○事務局：

それでは資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず資料の説明ですが、資料-1の「家庭系ごみの分別見直しについて」ということで、ご説明させていただきます。続きまして資料-2の「ごみ有料化施策について」ということで、今回からごみ有料化についてご審議して頂きたく存じます。最後にA3サイズのグラフの集計結果がありますが、これは前回棒グラフでご説明しておりましたものが分かりにくいというご指摘がありましたので、改めて分かりやすく円グラフにしたものですので、ご覧頂きたいと思っております。

それでは家庭系ごみの分別見直しについて、資料-1に基づいてご説明を致します。

前回までの審議会において色々ご審議を頂きました結果を踏まえて、19年8月頃を予定しておりますパブリックコメントをする際に、市民の皆様により分かりやすい表現でご覧頂くということで、そのパブリックコメント案をまとめたものです。

全体の構成ですが、まず1番目に概要として今回のごみの分別見直しの趣旨・目的を簡単に書いております。続きまして2番目にごみの分別方法見直し案ということで、ごみ種ごとに分別区分の見直しの要点を記載しております。最後に表-1として、新しいごみ分別区分案として一覧表にまとめております。それでは順次、記載内容について説明致します。

まず概要ですが、3点ほど書かせて頂きました。1点目は、草津市における現在のごみの分別区分につきまして、平成13年度から10種類分別を行っているということ。しかしながら人口増加や生活様式の変化に伴いまして、ごみ量の増加と多様化に対して、現在の分別収集処理の仕組みには多くの課題を残しているということ。これらを踏まえて、見直しの視点としてごみの減量化と資源化を推進、生活様式の変化に応じた分別区分の見直し、それから効率的な施設運営の観点から、資源化できるものとそうでないものを排出段階で分別して頂くということを基本にごみの分別区分を見直したということ、記載しております。

次にごみの分別方法の見直し案ですが、これについては今回、新しいごみ種ごとに改正された要点を簡潔に記載しております。表－1を見て頂きながら説明したいと思います。まず、「焼却ごみ類」は、現行の普通ごみ類の内、比較的資源化がしやすい新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、飲料用パックについて古紙類として新たに分類を設けて、それ以外の可燃系のごみについて普通ごみ類から「焼却ごみ類」に名称を変えております。

太字のものは、現行のプラスチック類の内、次に挙げますプラスチック製容器類以外の、資源化の難しい・できないプラスチック類を焼却ごみ類として焼却するという事です。

それから、2番目の「古紙類」は、焼却ごみの所でも触れましたが、現行の普通ごみ類の内、新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、飲料用パックについて、排出段階で資源化物として分類をして頂いて資源化率の向上を図りたいということです。

3番目の「プラスチック製容器類」については、現在、プラスチック類として一括収集している内のプラスチック製容器類とそれ以外のプラスチック類を排出段階で分別をして頂き、「プラスチック製容器類」として単独に収集します。

4番目の「ペットボトル類」については、現行どおりです。

5番目の「空き缶類」については、現行の金属類として、空き缶と空き缶以外の金属類を一緒に集めておりましたが、これについても排出段階で分別して頂いて資源化率の向上を図りたいと思います。

6番目ですが、「破碎ごみ類」ということで、現行の小型破碎ごみと不燃物の分別区分が非常に分かりにくいと市民の皆様からの意見もありますので、破碎ごみ類と陶器・ガラス類に分類を改めました。その内、「破碎ごみ類」に該当する内容物については、現行の金属類の内、空き缶以外の金属類を「破碎ごみ類」としました。あとプラスチックや金属などの複合素材でできているごみ類についても「破碎ごみ類」としました。

7番目の「飲・食料用ガラスびん類」ですが、現行はびん類ということで分類しておりましたが、より市民の皆さんに分かりやすくするという事で、名称を「飲・食料用ガラスびん類」と改めました。

8番目の「陶器・ガラス類」ですが、先ほどの6番目の破碎ごみ類と同様に、現行の小型破碎ごみ類と不燃物の区分が分かりにくいということで、破碎ごみと陶器・ガラス類に名称を改めました。陶器・ガラス類につきましては、飲料用以外の化粧品や薬品のびん類ならびにガラス食器類や陶器類を収集するよう改めました。

9番、10番、11番の「粗大ごみ」、「乾電池」ならびに「蛍光管」については、現行どおりの分類でございます。

最後に、表－1ですが、前回の審議会の時に新旧が分かれて表記した方が良いとのご意見でしたが、それだとかえって分かりづらくなるのではないかと思います。今回は新しい分別区分案を主体に、その名称と内容物について記載しました。この表については左側に新しいごみの分別区分としてのごみ種、右側にその内容物を示しております。

新しいごみ種の横にカッコで書いておりますのは旧の、現行のごみ分別区分の名称です。

まず1番目の「焼却ごみ類」ですが、これは現在の「普通ごみ類」という名称が「焼却ごみ類」に変わっております。大きく分けると、古紙以外の可燃ごみということになるのですが、右側の内容物を見て頂きますと、太字で書いてあるのが今回分別の区分が変更になったごみの内容物でありまして、ここでは生ごみから古着、古布までが現行の「普通ごみ類」として焼却しておるものです。それ以下、太字になっておりますCDから4行目のプラ容器のうち汚れのひどいもの、これは現行ではプラスチック類として収集処理をしておるものです。

資源化できないプラスチック類については、「焼却ごみ類」として新たに加え、焼却処理をしたいということです。その次の行の長ぐつ、ゴムホース等は、現行は「不燃物類」として取り扱っておりましたが、これについても「焼却ごみ類」として処理するということです。一番下の毛布、布団、使い捨てカイロ、保冷剤については、ややこしい分類でありますので内容物の中に記載しておきました。

2番目の「古紙類」については、新しい分別区分として新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、飲料用パックについて、現行は「普通ごみ類」として焼却しておりますが、資源物として回収するということです。

3番目の「プラスチック製容器類」については、現行はプラスチック類として容器包装のプラスチックと、それ以外のプラスチックを一括で収集しておりましたが、今回プラスチック製容器類のみの区分を新たに設けまして、資源化の効率を上げるために排出段階でプラスチック製容器類だけを分別して頂くということにしました。

4番目の「ペットボトル類」については現状どおりでございます。

5番目の「空き缶類」については、現行は空き缶と空き缶以外の金属類を金属類として一括して収集しておりましたが、これも排出段階で分別して頂きまして、新たに「空き缶類」という名称で分別をしていきたいと思っております。

6番の「破碎ごみ類」と、ひとつ飛んで8番の「陶器・ガラス類」については、「小型破碎ごみ」、「不燃物類」として扱ってきたものを分かりやすくするために、破碎ごみ類の所に太字で書いているスプレー缶、なべ、フライパン、アルミホイル、金属製ハンガー、トタン傘の骨、ホーロー鍋、電気コード等は、旧では「金属類」として収集しておりましたが、処理の方法が破碎ごみとなるような処理をしておりますので、今回、「破碎ごみ類」として新たに加えまして、プラスチック、金属、ガラス等の複合素材ならびに缶以外の金属類ということにさせて頂きました。

7番目の「飲・食料用のガラスびん類」については、名称のみの変更です。

8番目の「陶器・ガラス類」については、旧の「不燃物類」のうち、ここに書いております化粧品・薬品のびん類、ガラス食器、陶磁器類に該当するものみにしまして、分かりやすくしました。

9番、10番、11番の「粗大ごみ」、「乾電池」、「蛍光管」については現状どおりでございます。

ます。

この3枚で、パブリックコメントとして家庭系ごみの分別方法の見直しということで提出したいと考えております。なお、先ほどにもありましたがパブリックコメントの実施時期については、次のごみ処理費の市民負担のあり方と合わせて、草津市のパブリックコメントの実施要綱がありますので、それに合わせた内容を出しまして、19年8月頃に市民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○会長：

はい、ありがとうございました。

では只今の資料－1の説明についての質問・ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。

○委員：

表－1で、いくつかあるのですが。

1つ目は、前にも申し上げましたが②の「古紙類」の所で、この表現そのままだと、新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、飲料用パックはごちゃ混ぜでもいいということになると思うんです。そういう趣旨ではない、新聞、チラシはひと括り、雑誌でひと括り、ダンボールでひと括り、飲料用パックでひと括りだと思うので、そこはもう、そこで分類を分けてしまうか、あるいは線引きをするかどちらかにした方がいいと思います。

このままだと恐らく、新聞、チラシとダンボールはひと括りにすることはないと思いますが、新聞、チラシと雑誌は大きさが同じなので一緒にされてしまう気がします。一番分かりやすいのは、「古紙類」というのではなく、②新聞チラシ、③雑誌、というふうにした方がよりすっきりするのではないかなと思います。それがまず1点目です。

もうひとつは、表現上の問題で、例えば「①焼却ごみ類（普通ごみ類）○古紙類以外の可燃ごみ」と、分かりやすそうでも分かりにくいと思います。むしろここは区分のところに「①焼却ごみ類」だけで太字にして、内容物の欄に「現在の普通ごみ類の内」と書いて、生ごみから古着、古布までをまとめる。そして「現行のプラスチック類の内」と書いて、CDから長ぐつ、ゴムホース類までをまとめる。そのようにした方が分かりやすいのではないかと思います。焼却ごみ類というのは新しいごみ区分なわけですから、これは太字で表示した方がいいのではないかと思います。

それから③のプラスチック製容器類も新しい区分なので、これも太字にして、続く（プラスチック類）というのは取って、内容物の欄に「現行のプラスチック類の内」これとこれ、という表記にした方が良いのではないかなと思います。同様のことは⑤と⑥、⑦、⑧もした方がいいのでは。

それと気になるのは、紙おむつも内容物に入れておいた方がいいのではないかなということ。これは現行で「普通ごみ類」ですよね。

○事務局：

はい、そうです。

○委員：

それは例示の中にあっただ方がいいのではと思います。ちょっと多いですが、以上です。

○会長：

はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか、事務局の方でご対応頂けますでしょうか。

○事務局：

はい。パブリックコメントにする時に、有料化のこともありますので、今一度事務局の方で精査しましてより良い、分かりやすい、現在のごみ種と新しいごみ種がどうなるのかを整理したいと思います。

○会長：

ご指摘があったように、右の欄の内容物の方にもう少し詳しい説明を、「現行のうちこれとこれ」というふうにして。左側にカッコ付きで書くと、一番下に一応「※区分の（ ）は旧名称」とありますが、誤解を招く恐れもありますので、右の内容物の方で現行との違いを分かるように説明して頂いたらすっきりするのではないかと思います。

○事務局：

わかりました。

○会長：

よろしくをお願いします。

あと、いかがでしょうか。

○副会長：

よろしいですか。

今まで布団は大型ごみになっていたと思うのですが、今回「焼却ごみ類」の中に入っているのですが、それでよろしいのでしょうか。

それと、一番聞かれるのが掃除機なんですけど、掃除機もまだリサイクル対象ではないで

すよね。

あと薬品のびん類が「陶器・ガラス類」の中にありますが、ドリンク剤のびんについては「飲・食料用ガラスびん類」と分けるのかということをお聞きしたいです。

○事務局：

毛布・布団につきましては、大きいものは粗大ごみとして処理しますが、小さいものもあり、はさみなどで切って出すこともありますので、そのような分類にしました。

びん類については、単にびんとしますと、化粧品や薬品のびんも入りますので、あえて「飲・食料用ガラスびん類」と明示しました。

○副会長：

それではドリンク剤などの薬のびんも分けるということですね。

○事務局：

ドリンク剤のびんについての扱いですが、一応市販で販売されているものについては「飲料用ガラスびん類」として収集したいと思います。薬局・病院でもらわれる薬でガラスのものがあれば、「陶器・ガラス類」で集めたいと思います。飲用でない、錠剤のガラスびんについても「陶器・ガラス類」で集めていきます。

○委員：

よろしいですか。

そのことにも関連しますが、できれば区分案のところでは一番左にもうひと枠つけて「備考・理由」というものをつけたらいいと思います。今のびんの件についても、何故そういうふうに分けるのかということを示すべきだと思います。「飲・食料用のガラスびん類」についてはリサイクルできるということですよね。そのことは一般には分かりませんから、「何の為に分けるのか」を分からなければ市民も分別してくれないんです。

ですので簡潔に、「分けることによってリサイクル可能」ですとか、一言書いてあるべきだと思います。

このパブリックコメントには結果はあるんですけども、「なぜこうするのか」という理由が表にないと、市民の皆さんには区分を見直す意義が分かりにくいと思います。

○事務局：

おっしゃられたように欄を設けようと思いましたが、かえってややこしいような感じがしましたのであえて書かなかったのですが、書いたほうがよろしいということで。もしくは内容物の欄に内訳の変更点について書くようにしたいと思います。

○委員：

いや、両方書くべきだと思います。

○事務局：

両方ですか。

○委員：

市民の方に意見を求めるわけですから、情報として「どうやるのか」と「なぜやるのか」が最低限必要な情報だと思います。

○委員：

表だけで全てが分かるような書き方がいいのではないかと思います。前置きは前置きで必要ですが、表を見たら一目瞭然で分かるようにして頂きたい。

先ほどの布団も毛布も、大きさを限定せず、そのまま原型で出されたりすることもあるので、そのことを備考欄かどこかで「何センチ以内」というふうに記載されたらどうかと思います。

○委員：

座布団とかベビー布団でも。毛布でも今はひざ掛けのような小さいサイズのものもありますよね。ようするに、ごみの袋に入ればそれでいいということでしょう。

○事務局：

実は座布団は、現行では「粗大ごみ」で回収しています。座布団は一辺 50 センチを超えますので、「粗大ごみ」で回収しているんですけども、例えばシーツ・毛布の場合は 3 枚までは 800 円という区分で「粗大ごみ」扱いにしておるんですが、シーツ一枚、毛布一枚だけを出されるという場合は、細かく切って普通ごみの袋に入れて頂ければ処理ができます。今回の分類についてはそういうふうに誘導したいという目的があります。

○委員：

表の①からは毛布と布団は外しておいた方がいいですよ、誤解しますよね。

○会長：

もしくは、長くなりますが「小さくきつたもの」と但し書きを付けるかしないと。ここだけ「毛布、布団」がどーんと出てくるのは違和感があると思います。

○委員：

よろしいですか。

⑧の「陶器・ガラス類」なんですけど、何故ここに使い捨てライターが入っているんですか。プラスチックと金属でできていると思いますが。

○事務局：

使い捨てライターについては危険物なので、材質的には「破碎ごみ類」の分類ですが、収集段階で発火する危険性もあり、燃えるごみが破碎ごみの中に入っていることもあるので、あえて「陶器・ガラス類」の中に入れております。

○委員：

「陶器・ガラス類」は埋め立てるということですか。

○事務局：

はい、そうです。当然、中身は抜きますけれども。

○委員：

ひとつよろしいですか。

「破碎ごみ類」と「粗大ごみ」なんですけど、これは品目で分けるのか、一辺 50 センチというものの大きさあるいは重さで分けるのか、どうなんでしょう。

例えば炊飯器は「破碎ごみ類」になっていますけれども、業務用の大型炊飯器などが出てきたときに、50 センチを超えても「破碎ごみ類」で出すのか。同じ品目で大きさ・重さで分類を変えるのかどうか、その選択肢はどっちにいくのか。そのへんの明記をして頂けるといいのかなと思います。

○事務局：

同じ炊飯器であったとしても、業務用の大きいもの、50 センチを超えるあるいは 10 キロを超えるものについては「粗大ごみ」扱いということ、備考欄に明記したいと思います。

○委員：

たとえ「破碎ごみ類」と同様の内容物であっても、ということですね。

○事務局：

はい、そうですね。

○委員：

よろしいですか。

ひとつ気になりますのは、色々この処理作業に従事される方の安全を考えた時に、⑥の内容物のスプレー缶と⑧の使い捨てライターというのは、破碎時の爆発などの危険性で共通するものですよね。ですので同じ区分にしておいた方が都合がいいのではないかなと思います。市民の方も、爆発するかもしれないからこういう区分なんだと、説明もしやすいし、分かりやすいと思うのですが。

○事務局：

ご指摘は確かにその通りですが、市民の皆さんにガス缶の中身、ライターのガスを全部抜いて頂くということを徹底して、「破碎ごみ類」の中に入れる方が良いと思います。

○委員：

出す時に透明な袋にでもまとめて入れてもらった方がやりやすいのではないのでしょうか。

○事務局：

現在は包丁などの刃物は、危険物と分かるようにして頂いてますが。

○委員：

なるほど。ですが今は細かい話は置いておいて、区分としては「破碎ごみ類」に入れたいということですね。

○事務局：

はい。

○会長：

例えば、今、「陶器・ガラス類」に入っている使い捨てライターを破碎ごみに区分した上で、破碎ごみの欄に但し書きをして、スプレー缶、ガスボンベ、使い捨てライター、刃物などの危険物については透明な袋で分かるようにというふうに、排出の仕方を説明すればいいのかなと思います。区分としては「破碎ごみ類」で一括するというで。そのような感じになりますでしょうか。

またその点はパブリックコメント案に出す時に、どのように書くか検討して頂ければと思います。

○事務局：

皆さんのご意見を踏まえまして、表を見れば全て分かるようにしたいと思います。

○委員：

すみません、あともうひとつ。

①「焼却ごみ類」の一番下に使い捨てカイロがありますけれども、これは⑧か⑥に入れた方が整合性が取れるのではないかなと思うのですが。袋は燃えますけれども、中身は鉄ですからね。これはそういう趣旨、外側の袋が燃えるからという見解でしょうか。

○事務局：

現在、外側が燃えるもので、内側が不燃物の扱いですが、一括して燃えるものとして扱いたいと思っております。

○委員：

そういうことですね、わかりました。

○副会長：

たびたびすみません。

今までの区分ということで、不思議なもので忘れられない部分というものがあるんです。今でもこすってみてガサガサと音がするものは「プラスチック類」として分別する方もいらっしゃると思いますので、やはり今までの区分で変わったというものは、備考欄を付けてしっかり書いて頂かないと、と思います。

○事務局：

市民の皆さんには習慣付けられた部分もあると思いますので、その点は重点的に書くようにしたいと思います。

○委員：

すみません、もうひとつ。

パブリックコメントを市民の皆さんに求める際に、「これはどの区分になるのか分からない、というものをぜひ提示してください。」という文言を入れたらいいと思います。ここでも色々議論していますが、市民の方が実際に分かりにくいと思っているものを出してもらって、それらを反映させた方が、実施する時に混乱しないのではないかなと思います。

○事務局：

パブリックコメントをするときに、より分かりやすい名称なども含めまして、分かりにくい分類についても調査できるようにしていきたいと思っております。

○委員：

先ほどの古紙の、さらに小分類に分けるという話がありましたが、実際には一緒に処理する認識でいるのですが、業者は別々に処理しているのでしょうか。

また、地域の子供会やPTAが古紙回収をされてますが、その助成金を出される時に、新聞やダンボールの量によってそれぞれ別に、助成金の額が違うのか、どうなのか。現状はどうなんでしょうか。

○事務局：

現状では、対象にしていますのは新聞、雑誌、ダンボール、古着の4品目ですが、一律、kg当たり3円を出しております。

あと分別のお話ですが、新聞とチラシは一緒に括られておるようです。回収業者の話を聞いておきますと、かつては分けての方が値段が良かった時代もあったようですが、現在は古紙の値段がその頃よりも高いということもありまして、一緒に排出しても回収してくれるとのこと。実態は多分一緒にされているところがほとんどではないかと、思います。

○委員：

新聞とチラシは一緒にしても技術的には大丈夫なんです。ただ雑誌は背にのりがついてるので分けないといけないんです。回収業者さんか、処理する段階で分けているはずなんです。だから恐らく分けた方が引取ってもらう時により高くなると思います。

ですのでそこは分けるなら分ける、分けなければ分けないと、市の方できちんと明示しないと、市民も意見を求められても困ると思います。

○委員：

でも時代の流れでまとめてもいい時と、分けて出さないといけない時もありますので、逆に言えば、まとめて出しておきながら、後で分けてくださいと言うのも難しい問題もあると思いますので、はじめから分けておいた方がいいのではと思います。

○委員：

今までも、新聞・チラシと雑誌は分けて出していますので、現状で行った方がいいと思います。

○事務局：

以前に組成調査をさせて頂いた時には、仰ったように、新聞とチラシは一緒ですが、雑誌は雑誌、ダンボールはダンボールでほとんど別々に出しておられるので、古紙類の中で4区分に分けて出して頂くようお願いしても、それほど苦ではないと思われます。

○委員：

古紙の出し方で、PTAや自治会で収集するときには紐で括られているのですが、一般で回収するときにはほとんど袋に入れたままですとか、ダンボールだとたまたまにそのまま放置するような感じで出されておるんです。これはきちんと何センチ以下にまとめるとかたたむとか言って頂いた方がいいと思います。

○事務局：

ダンボールの話も難しいと思います。大きいダンボールもあるし、小さいもあります。ただ、私どもとしては、括って欲しいとはお願いをしております。おっしゃられたように括らずに出される方もおられるのかも知れませんが、結局、収集に手間がかかるますので、円滑に収集できるような方法は審議会の皆様にもお願いして行きたいと思います。

○事務局：

議会においても、新聞・チラシ、雑誌、ダンボールは業者が引抜きをしていたり、PTAや自治会で回収をして頂いているところもあるわけですが、いずれは条例を定めまして古紙類の所有権を明らかにしてきちんと整理しなければならないと指摘されております。

また、他の自治体の例でも、そのように条例を定めて取り扱いをされておりますので、草津市もそれに向けて検討していきたいと考えております。

○会長：

いかがでしょうか、他にご意見などありませんか。

○委員：

すみません。

内容物のところでヘルメット等とありますね、あと、気になりますのは菓子ケースという言葉なんですけれども。私はケースとつくプラスチックかなと思ってしまいますが、菓子箱ということでもいいのでしょうか。また、ヘルメットはここに記載する必要があるほどたくさん出てくるのでしょうか。

それと紙おむつの話がありましたが、わたくしどもの店でも紙おむつは沢山出ておりますので、代表的なものとして内容物の欄に記載するのが良いと思います。

ですので、いま一度、内容物の代表例を見直した方が良いのではと思います。

○事務局：

今回記載しましたのは、市民の皆様から「これはどこに入るのか」というご意見が多いものを書いております。菓子ケースは菓子箱のことです。

○委員：

すみません、もうひとつ。

前回か前々回の協議の中でプラスチックの扱いについて、プラスチック製容器包装については、容リ法の趣旨から家庭系のプラだけが対象になるということで事業系のものについては想定しないということであったと思うんですが、今回のパブリックコメントについてはそのあたりのことが一言も書かれていないんです。

当然、このパブリックコメントを、市民だけでなく事業者の方もご覧になるわけですから、その時に、このままでは良くないのではないかと思います。

つまり③の「プラスチック製容器類」については、事業系のものについてはどうなのかということを書き加えないといけないと思います。

それと合わせて、表-1の⑩、⑪の内容物に「～を除く」とありますけれども、これは除くだけではなくて、「これは～へ」と、どうすればいいのかということを書き加えればいいと思います。

電球は良く見れば⑥のところにありますけれども、ここだけ見たら「ではどうするの」となりますので。ボタン電池、充電型電池については電気屋さんに行って下さいということでしょう。ですので、それを明記することと、③の「プラスチック製容器類」については、事業系のことについて趣旨を書き加えないといけないのではと思います。

○事務局：

事業系プラの件ですが、市の基本的な考え方を入れるように考えさせて頂きたいと思います。

「～を除く」の件につきましては、ボタン電池などについては「販売店へお持ち下さい」とのように、注意書きするようにしたいと思います。

○委員：

実際に事業系のプラスチックごみについてはどうされるのですか。どのように説明されるのですか。

○事務局：

今までの経過もありますので、そのあたりも踏まえた表現にしたいと思っております。

○委員：

スタンスを決めないと、言いようがないじゃないですか。従来どおりに集めてしまうということであれば、特にわからなくてもいいと思いますが。変えてしまうのであればパブリックコメントの段階で言うておかないと混乱するのではと思います。

○委員：

確かに、事業系であれば、ここの区分であると一般廃棄物で扱う場合と、産廃として変化する場合とがありますので、区分の仕方が難しくなります。ですから、事業系としてのスタンスを家庭系のものに分けて、表現された方が分かりやすいと思います。同じ品物でも一廃と産廃で変化しますので、そのあたりの区分をしっかりとされた方がいいと思います。

○会長：

事業者からのパブコメに対する回答というのは、ある程度想定されるのですか。

今の議論でいうと、それを踏まえたパブコメにするのか、それは考えずに一般市民向けの一般廃棄物に関する分別見直しで通してしまうのか。そのあたりはどうされますか。

○事務局：

今考えておるのは、一般市民の方に対してということで、事業系については今のところ想定しておりません。

先ほど、金谷先生からご指摘のありました事業系の話ですが、今回は家庭ごみの分別見直しをしている中で、家庭ごみのプラスチックの分類が変わったことによって事業系のプラスチックはどうするのかということですが、その段階では、事業系の区分をどうするかということをはっきりしておかなければなりません。しかしながら、これは次に審議しますごみの有料化の関係もありまして、一般家庭のごみの有料化についてこれから考えていきます。当然、その後で事業系のごみについても見直さなければいけないということで、今後、合わせてやっていきたいと思っております。まずは、家庭から出るごみの減量施策についてやっていきたいと思っております。できれば同時にやればいいのですが、現在の工程ですと家庭系をやってから事業系に移るということになります。事業系のプラスチックの取り扱いについては、家庭系での新しい区分が出発する時点で決めておく必要があると市では感じておりますが、今の段階ではその後のことになると思っております。

○会長：

この次に議論頂く家庭系ごみの有料化と関連してくると思いますので、またその時に合わせて議論頂いて、家庭系の分別見直しのパブコメ案にそのあたりを書くかどうか、書くとしたら何を書くかを検討すればよろしいかと思っております。

分別区分のパブコメ案としては、次回以降、審議頂く有料化のパブコメと同時に起こりますので、その両方を見ながら調整して頂くということでもよろしいでしょうか。

○委員：

今の点で結構なんですけれども、パブリックコメントとは話がずれますが、対容リ協会

との関係で、市の方で集められたプラスチック類のうちで、事業系と家庭系の組成についてデータを持っていた方がいいと思います。例えば、集めたうちの8割が家庭系で、その分を容り法に基づいてリサイクルに回すということが言えないと、市として困るのではないかなと思います。

○会長：

他にいかがでしょうか。

それではこの分別区分のパブコメ案につきましては、今まで議論頂いた内容を踏まえまして、8月のパブコメ実施段階で、今後、議論していきます有料化のパブコメ案と合わせて最終的に調整して頂くということによろしいでしょうか。

では、本日2つ目の議事として、資料-2のごみ有料化施策について事務局さんからご説明をお願いいたします。

〈ごみ有料化施策について〉

○事務局：

ではごみ有料化の施策についてご説明いたします。

ごみ有料化施策につきましては、今回と次回の2回合わせて今の草津市の現状とごみ有料化施策の概要について説明をいたしまして、平成19年度の8回目審議から実質的な審議に入って頂けたらと思っております。

まず有料化施策検討の背景ということで、廃棄物処理法においては廃棄物の適正処理について環境大臣が基本方針を定めることになっておりますが、それが平成17年に一部改正が行われまして、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化をはかるべきである。」ということが盛り込まれまして、一般廃棄物処理の有料化を推進することが市町村の役割であるという位置づけがされました。

次に、県の方におきましても、第二次廃棄物処理計画が昨年6月に作成されまして、その中で「排出抑制、資源化を促すごみ処理料金設定などの経済的誘導の検討」という記述がなされております。

草津市におきましては、現在ごみ減量施策の一環として昭和53年度よりごみ有料化施策（一定量以下無料制）を採用しておりますが、今回その現状と課題について確認を行うとともに、ごみ処理費の住民負担のあり方について見直すものであります。

次に2頁に移って頂きまして、草津市の現在行っているごみ有料化の方式について説明いたします。

まず、草津市におきましては、「普通ごみ」と「プラスチック類」、「ペットボトル類」の3種類については指定袋制を導入しておりまして、この指定袋を町内会を通じて年2回一

定枚数を配布しております。

配布枚数につきましては、その下の表－1に記載している枚数であります。この配布した枚数を超える分につきましては、販売所にて5枚一組550円で販売しております。また、町内会に未加入の方、もしくは転入されてきた方については、市役所のクリーン事業課の窓口で無料配布分については配布をしております。

配布枚数については普通ごみが104枚、プラスチックごみが30枚、ペットボトル類が12枚です。これは各収集日に1枚使えば1年間対応できる枚数になっております。

次に、ごみ袋の流れですけれども、まず市の方で入札によりましてごみ袋の製造業者を設定し、市から製造業者に対して発注依頼をし、製造業者がごみ袋を製作して、市の指示によってそれぞれの自治会に指定枚数を配布します。

自治会からは、それぞれ自治会に加入のご家庭にごみ袋を配布して頂くという流れになっております。市民の方はその無料配布分を使ってごみを出されるわけなんですけれども、もし、それで足りないのであれば、販売店にて購入して頂くこととなります。販売店は、その代金を市に収めてその手数料、これは1枚につき4円ですが、それを市が販売店にお支払いするということになっております。

次、3頁に移って頂きまして、現在の制度における問題点について。まず1点目はごみの減量化ができていくかということなんです。ごみの減量化につきましては国・県のそれぞれに排出抑制の目標値がありまして、これは以前の審議会にも資料として提出してございましたが、平成9年度が基準年度となっており、目標年度が平成22年度です。国の基準として一般廃棄物の排出量は平成9年度の5%減が目標となっております。

再生利用率については11～24%、最終処分場については概ね半減ということになっております。

県の目標値は、平成22年度におきまして1人1日あたりのごみ排出量を900gとすると。リサイクル率は13～26%、最終処分場については概ね半分という目標値を掲げております。

この目標値に対して、現在の草津市が今の施策を続けていった場合に、どれぐらい目標値に届かないかということグラフに示しております。平成22年度のごみ量の予測については、40,471tになる見込みであります。これに対して県の目標値は、1人1日あたりのごみ排出量900gを推定人口で掛け合わせた数字ですが、38,166tです。国の目標値は5%減ですので、31,914tとなりまして、なかなか目標値には届かない状況になっております。百分率でいきますと、平成9年の33,594tの排出量に対して平成22年の40,471tは20%増ということになりますし、県の目標値でいきまして、平成9年度に対しては13%増となっており、現在の施策のままであれば平成22年度に目標値には到底近づけないという状況になっておりますので、新たな排出抑制の施策の投入が必要になってきております。

次に4頁に移って頂きまして、現在の制度における不公平感についてということなんです。指定袋の配布制度について、本市のごみ有料化制度は一定量以下を無料としており、

住民登録している市民に対してごみ種別ごとに一定枚数の袋を無料で配布しております。

そのため、住民登録をしていない単身赴任者、短期滞在者もしくは学生については指定袋を配布できない状況となっております。これらの市民に対しまして実質1枚目から料金のかかる均一従量制となっていることから、市民全体に対して公平な有料化制度とは言いがたいということで、参考として国勢調査に対する住民登録数がそこに載せてありますが、国勢調査に対して住民登録している割合は、平成17年度のデータで95%であるとなっております。5%の方は住民登録ができていない、つまり無料配布を受けられないということになります。

次に、世帯人員について不公平感があるのではないかとということで、本市が指定袋を配布する際、世帯人数が2人以上の場合は普通ごみ袋は年間104枚、プラスチック類は30枚、ペットボトルは12枚になっておりますが、その際、世帯構成人数は考慮されておられません。

ただし単身世帯についての袋は半分の枚数の52枚を配布しております。したがって、世帯人数が2人の場合と6人以上の場合で、本来なら必要とする指定袋の枚数は異なるものと判断されますが、配布する枚数は同じあることから、世帯構成人数による不公平感が生じているのではないかとということが言えます。

次に、生活スタイルについてということで、子供のいる世帯と高齢者だけの世帯、現役で働いていると年金生活者の世帯など、各世帯の生活形態が違うわけですが、これらの生活様式の違いからごみ種別ごとに必要な指定袋の枚数というのも異なるものと考えられます。しかし、1世帯あたりのごみ種別の指定袋の枚数は一定です。したがって、各世帯の生活様式の違いを考慮した場合、公平な有料化制度とは言いがたいということが言えます。

次に5頁目に移って頂きまして、指定袋を無料で配布することに対するコストについて、平成17年度の実績ですと、表-3にあります。3種類の指定袋の製造費がトータルで約4,480万円かかっております。これらの袋を各町内会へ配布して、そこから住民の方へお配りして頂くわけですが、その際に町内会に配布手数料をお渡しします。これが表-4に示してあるように約二百数万円かかっております。

次にごみ袋の超過分を各店舗で販売して頂いているわけですが、その販売に対する販売手数料が約59万円となっております。

トータルで約4,776万円の費用がかかっておりますが、ここで、有償で販売されているごみ袋の代金が約2,190万円です。これを差し引いても2,586万円の経費がかかっているということです。

平成18年度はまだ途中ですので、最終的な数字は出ておりませんが、18年度は原油価格の高騰も影響しまして、ごみ袋製造費だけで5,780万円かかっております。現在の一定量以下のごみ袋無料配布を維持するには、経費的にかさんでいく状況にあります。ごみ処理費全体で草津市は約13億かかっているのですが、そうした中で指定袋を配布することについては経費をかけないですむ方法が必要ではないかということが言えます。

次、6頁へ移って頂きまして、市民の意識についてというところですが、ごみ袋の販売枚数は、町内会や市役所での無料配布分を含めたごみ袋全体に対して約3%しかなく、ごみの量が一定量を超過すると有料となるシステムを採用していますが、市民の意識としては実質上無料であることと変わりません。

次にごみ減量のインセンティブについてですが、一定量以下無料制は一定量を超えないようにしようとするインセンティブは働きますが、逆に一定量まではごみを減量しようとするインセンティブは働きにくくなります。

7頁に移って頂きまして、ここからは有料化施策の整理に入りますが、有料化に伴う手数料媒体の概要について説明いたします。

まず、ごみ有料化を実施する場合の手数料媒体は、大きく分別しますと指定袋とシール制とポリ容器などの特定容器を使った3種類に分類されますが、今回は指定袋とシール制の2つについて概要を整理しました。ポリ容器などの特定容器については、生ごみなどを分別収集している自治体が採用しておりますが、草津市の場合は生ごみは新しい分別区分においても燃えるごみとして処理することから、今回は対象外としました。

まず、指定袋とシール制についての概要ですが、現在草津市では指定袋制を導入していますが、取り扱いとしては一般的であり取り扱いは容易であります。ただし、枚数が多くなると重くなり、取り扱いにくくなるという欠点があります。シール制については小さいのでまとまっても取り扱いが容易ですが、紛失する可能性があることから注意が必要であるという欠点があります。

期待できる効果としては、ごみ量を減らせば使用する指定袋もシールも減らせるために、ある程度のごみ減量インセンティブが働くことです。

他の要素への影響としては、指定袋の場合は有料化の仕組みを決定する他の要素を大きく制約する点はありません。シール制の場合、シールを貼るごみ袋の大きさごとに手数料金額を変える場合には、貼り付けるシールを変える必要があり、収集時に容易に確認できるよう仕組みや工夫をしなければならない欠点があります。

次にその他として、指定袋の場合は、袋を指定しているため、レジ袋はごみ袋に使えないということで、その取り扱いを検討する必要があります。シール方式の場合は、レジ袋にシールを貼ればごみとして出すことができます。

8頁に移って頂きまして、有料化に伴う費用の課金方法の概要についてですが、課金方法にはごみ袋1枚ごとに、これはシールの場合はシール1枚ごとにですが、単純に課金する従量制を基本として、これに一定量以上あるいは以下の量を排出する場合の取り扱いを別とすることでいくつかバリエーションが生じます。

大きく分けると、均一従量制、一枚目から料金がかかるシステムと、累進従量制、料金が途中から高くなるシステムと、一定量以下無料制、これは現在草津市が対応している

方法ですが、この3つに分類されます。

この3つの課金方法について一般論として述べられている概要を、次の表-7に整理しました。

まず、課金システムの方法ですが、均一従量制については、指定袋1枚から手数料がかかるシステムとなっております。ですので、支払う手数料は袋の枚数かける料金単価で計算することができます。

累進従量制は1枚目から課金しますが、一定枚数を越えた段階で手数料の単価が引き上げられるシステムです。一般的には、住民が一定枚数以内は指定袋を原価程度で購入することができ、一定量を超えた場合には手数料を上乗せした別料金の袋を購入することになります。

一定量以下無料制、これについては特定の期間に使える指定袋を一定枚数無料で配布し、一定枚数を越えた段階ではじめて課金が始まるシステムになっています。一定枚数分は市町村が袋の原価を負担し、課金分については均一従量制を適用するものです。

次に、負担の公平性という項目がありますが、均一従量制を採った場合は、ごみの排出量が増えれば増えるほど負担が増す仕組みであるために、不公平感はある程度是正されず。

累進従量制については、一定枚数までは均一従量制と同様のシステムであるため、基本的に不公平感はありませんが、一定量以上ではより多くの負担を求めるシステムであるために、一定量以上を排出する市民からの反発が出る可能性があります。

一定量以下無料制については、一定枚数は無料で配布するために住民には負担がかからないことから、基本的には不公平感はないこととなりますが、配布方法によっては不公平感が生じます。また、一定枚数を超えて有料で購入される市民については反発が出る可能性があります。

次に、減量効果とインセンティブについてですが、均一従量制についてはごみ袋1枚目から課金されますので、ごみ排出量の多少に関わらず減量効果が得られます。また、減量をするためのインセンティブも働きます。

累進従量制については、一定枚数という基準値を設けることで政策的にごみ排出量を一定量以下に抑える、誘導することはできます。減量に対するより強いインセンティブがかかることとなります。

一定量以下無料制についても、一定枚数という基準値を設けることで政策的にごみ排出量を一定量以下に誘導することができます。基準量以下では負担が生じないために、減量に対するインセンティブは働きにくくなります。

次に、仕組みの分かりやすさという点ですが、均一従量制については非常に簡素で分かりやすい仕組みであると言えます。

累進従量制については、市民が購入する袋が基準量の上か下か、いずれの区分なのかを判断する仕組みが必要となります。また基準値の上下で手数料の徴収を変える場合には仕

組みが複雑になります。

一定量以下無料制については一定量枚数は事前に配布され、一定枚数を超えた分は販売店で販売されるなど、二重の仕組みが必要となります。

次に、行政側の事務負担についてですが、均一従量制の場合は基本的には大きな事務負担は発生しません。

累進従量制の場合は仕組みが複雑になればなるほど事務負担は増加します。

一定量以下無料制の場合は指定袋の配布にかかる事務が発生します。期間の区切り前に指定袋の配布を完了する必要があることから、配布事務が一定期間に集中することになります。また仕組みが複雑になるほど事務負担は増加します。

次に、行政の費用負担についてですが、均一従量制の場合は基本的に大きな費用負担は発生せず、手数料の設定次第で比較的安定した収入が確保できます。

累進従量制の場合は課金方式が2段階になっていることから、課金のシステムを複雑にすると行政としての事務負担が増えるデメリットがありますが、均一従量制と同様に安定した収入が確保できるメリットもあります。

一定量以下無料制の場合は、一定量以下の指定袋の料金や配布等の事務負担が行政にかかるので費用負担が増え上に、一定枚数以下は無料であるため手数料収入は限られ、かつ予測が難しくなります。

今回は3つの方法について説明しましたが、もう1つ、一定量以下無料報酬制という方法も導入している自治体もありまして、これは一定量以下を無料で配布する袋が余った場合に、それを引き取って料金と換金するという方法です。

10 頁に移って頂きまして、有料施策に向けた課題ということで、ごみ有料化は3Rに重点を置いた施策のひとつとして位置付けられていると同時に、排出量に応じた負担の公平化やリサイクル・減量意識の向上などを経済的な観点から市民の意識改革を進めていくには有効な手段であります。しかし、有料化施策の変更により一時的にごみ減量化ができたとしても、不法投棄等の対策やリバウンドへの対策を十分に検討していかなければ、ごみ減量効果を得るために開始した施策が有効に運用できなくなるため、こうした点についても今後の課題であると言えます。

最後に、全国及び滋賀県のごみ有料化導入自治体についての資料を載せておきました。まず11～15頁までが全国の実施状況ですが、先ほど説明しました課金方法別に表にまとめております。

表8-1～8-4までが均一従量制を採っておる自治体を載せておりまして、表-9に累進従量制、表-10に一定量以下無料制を採っておる自治体であります。これは2005年2月に実施されました全国家庭ごみ有料化調査を参考にしております。

この調査結果で、全国735市区の内、有料化されているのは36.7%の270市になりますが、それについてこの表にまとめてあります。その270市のうち、均一従量制を採ってい

る市が84%、累進従量制を採っているのが3%、一定量以下無料制を採っているのが13%という結果となっております。

それと、人口規模が少ないほど有料化を実施している率が高いという結果も出ておりません。

最後に16頁に移って頂きまして、こちらは平成16年度にクリーン事業課で滋賀県内におけるごみ袋の有料化実施自治体について調査したものを載せております。16年ですので、合併前の市であったり、改正前の料金が載っているものもあるかと思えます。大津市を見て頂きますと、均一従量制と書いてありますが、これは単純指定袋制と書き換えてください。これは大津市が袋を指定しまして、認定された民間業者が袋を作成して販売するというシステムでして、これは市が袋の発注・販売をするのではなく、市は袋の様式だけを定めてあとは民間に販売をしてもらっているというシステムを採っております。

あと、彦根市ですとか八日市市、野洲市につきましては均一従量制になっておりますが、彦根市と八日市市については、大体10円までの料金設定となっておりますので、どれほどの手数料を乗せておられるのかは分かりませんが、恐らくほぼ原価に近い料金で販売されているのではないかと思います。野洲市については、単価が20～25円ですので、原価に若干の手数料を乗せておられるのかなと思えます。

草津市、長浜市と栗東市については、一定量以下無料制を導入しており、有料部分については100円もしくは110円の単価で同じようなシステムを採っておりますが、栗東市については指定袋制ではなくてシール方式を採っております。

守山市は、全国的にも珍しいですが、累進従量制を採っております。

以上、有料化の概要について説明させて頂きました。

それで、次回の審議会では料金水準と、どのごみ種に対して有料化を実施するのかということについて資料を提示していきたいと思っております。

市として今考えているのは、手数料媒体としては、今現在も指定袋制にしておりますので、その方式でやっていきたいと考えております。それと、課金の方法については、現在は一定量以下無料制を採っておりますが、問題点のところでも示しました不公平感であるとか、コストの面などを考慮しまして、今のところは均一従量制の導入を検討しております。

説明は以上です。

○会長：

ありがとうございました。

では、ただいまの資料－2につきましてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○委員：

2頁目の現状の指定袋の販売状況ですが、市役所の出先機関と、スーパー等では扱いが違うのではと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局：

おっしゃるとおりです。市役所や市民センターでは1枚から販売しております。取り扱いが違うところは若干あります。

○委員：

2点お聞きしたいことがあります。ひとつは有料化については、市のトップの方は、「やる」ということでよろしいですか。

○事務局：

現在、私どもが審議会ではかって頂くのに際して、市長と協議をしておるわけですが、その方向で検討する旨で承っております。

○委員：

有料化ということを明記して、審議会に対して意見を求めているという理解でいいのですね。

○事務局：

はい、そういうことです。

○委員：

わかりました。

もう1点は、資料の方に事業の背景について色々書かれておりますが、これはあくまでも国と県のことであって、草津市が今回有料化を見直す具体的目的をもっとはっきりさせた方がいいと思います。色々あるとは思いますが、主な目的は何なのかをはっきりさせないと、後の論理が繋がっていかないと思うんです。

例えば、経費について応分の負担をして欲しいであるとか、経費が伸びているからこの分については負担をして欲しいとか。理由付けがはっきりしないと「何のためなのか」と市民の皆さんが納得されないと思うんですね。

それから、不公平感のところですが、ここは2つに分けるべきだと思います。例えば単身赴任の人とか学生が住民登録をしていないからごみ袋をもらえないというのは、していない方が悪いと思うんです。その話と、ここには明示してませんが、介護をしている世帯と、赤ちゃんがいて紙おむつが出てくる世帯いうのも無視できないと思います。この世帯に関しては単純従量制であっても、申請によって配布があっても市民の理解が得られると思います。ですのでその辺を分けないといけないのではないかなと思います。

あと、市民にとってほどのぐらいの負担になるのかということですが、恐らく市民の側

からすると、滋賀県内の他の市のかねあいということも大きいと思います。資料では一番最後に滋賀県内の状況についてまとめられてますが、ぜひここに、それぞれの自治体が有料化を行っている目的をきちんと調べて書いた方がいいと思います。ゴミ袋の安いところは、排出抑制というよりも、うちの市のものだという区別だけが主目的のところもあるでしょうし。ですから、目的をきちんと把握された方がいいと思います。

それから、ゴミ袋の料金ですが、料金は一般に2つの要因から決まるものだと思います。ひとつは運搬費と処理経費の両方が入っているかということ、そのうちの何割を市民負担にするのかということ、この両方でもって決まると思うんです。そのところを、県外については調べられた方がいいと思います。

その考え方について、県内の他の市と余り変わらないようにするのがいいのではないかなと思います。

結果として、草津市がゴミ処理にお金をかけているのであれば、料金が多少上がってしまっても仕方がないのではないかと思います。経費としてこれとこれが分母にきて、そのうち何割というのが。

その考え方を統一したほうがいいかと思います。その方が、その先料金を上げるときにも言いやすいと思いますよ。例えば新しいゴミ焼却施設を造るので、それについてはいくらかかるので、分母の部分が上がるので、料金がこうなりますというふうにしないと、結果だけ言ってしまうのではなく、料金設定の考え方と目的の部分をきっちり整理して「草津市としてこういうふうにやりたい」といった方が、議論が進むのではないかと思います。

以上です。

○会長：

今のコメントに関していかがでしょうか。何かありますか。

○事務局：

金谷先生のおっしゃったように、各近隣自治体のことについて調べていきたいと思いません。

ただ、この表-11を見て頂いたら分かると思いますが、現在、県内で実質的な均一従量制をやっているのは野洲市ぐらいなんです。他のところについてはほとんど原価に近い料金設定かなということで。多分、今おっしゃられた処理費ですとか収集費というのは、これは聞いてみないとわかりませんが、今現在のやり方では出してないようなんです。全国的には色々ありますので、そこから参考に資料として提示できるようにしたいと思います。

○委員：

全国的には大体、1L当たり1円ですよ。45Lだったら45円とか、そのぐらいかと。野洲市の25円だと安いと思います。

○事務局：

野洲市については、今回の審議会の前に直接担当者とお話をさせてもらったのですが、この方式はかなり以前から導入しておりまして、現在の料金がどういう形で積算されているのかその資料がすぐに出てこない状況でしたので、なかなか難しいのかなという感じはしています。

例えば草津市の今の 110 円という料金設定は、普通ごみとプラスチックとペットボトルの、収集と処理にかかる金額を、それを全体の袋の枚数で割った金額が大体 110 円ということになっておりますので、そういう出し方をしております。それもかなり以前のことで、現在の処理費でやるとまた全然違う金額になるかも分かりませんが。

○委員：

それからもうひとつ、この有料化については資料-2の議題に家庭ごみと書いてないので、事業系も含めた議論ということでよろしいのでしょうか。

○事務局：

今回は、まず家庭ごみについて審議頂きたいです。

○会長：

事業系については、既に事業系として手数料を取られているわけですから、それは従来どおりですね。

○事務局：

今回は、家庭ごみの一枚いくらという金額が出てくるわけですが、それと事業系のごみのkg当たりいくらという金額との整合性は取る必要は出てくると思いますのが、それはまず、家庭系のごみの金額が決まってから、という流れに持っていきたいと思います。

○委員：

そういう意味では表-11 のようなことが、事業系についても合わせてあった方がいいと思います。

○事務局：

はい。

○会長：

他、いかがでしょうか。

議論の手順として、まず草津市としてはこれまで採ってきた一定以下無料制から均一従量制に移行する方向でこの審議会で審議をするという方針でよろしいですね。

○事務局：

はい。

○会長：

このあと段階を追って、袋にするかシールにするか、これは草津市としてはこれまで採ってきた指定袋制度がありますので、袋を基本的な方針としてするという事によろしいですね。

○事務局：

はい。

○会長：

一番細かい議論で、一番重要なのは価格ですね。価格については、今色々指摘もありましたし、他の市町村、特に滋賀県内の事例をより詳細に分析したものをお出し頂いて、草津市として何故そういうやり方に変えるのか、そしてなぜその値段になるのかと。時間をかけて議論したいと思います。要は根拠ですね。今日の資料にも例えば平成17年度で処理経費全体で13億1,800万円という数字やその内訳も出てますね、袋の製造単価も。そのあたりをまた次回以降、また詳しい情報をお示し頂きながら審議を続けていくという手順でよろしいでしょうか。手順の確認ですが。

○事務局：

はい。

○会長：

今日のところはまず、この資料-2でお示し頂いた範囲内で今後、有料化を基本的に均一従量制に移行するという事を前提として、最終的には袋の値段までこの審議会で審議した上でパブコメの案を今年の8月までに作るということになります。

あと、この資料-2で説明頂いた範囲内で、また他に何かご質問・ご意見はありませんでしょうか。

○委員：

すみません。

今の一定枚数無料制から均一従量制に移行することについて、結果的にそれでいいと思

うのですが、論理のところを整理したらいいと思います。

この資料の現状の所で課題点を色々出されてますが、それを市民が聞いたときに、「じゃあ配布する枚数を半分にしたらいいのでは。」という意見も当然出てくると思うんです。ですので、半分に減らすという検討をしないで一気に均一従量制に話を持って行っていいものかどうか。

パブリックコメントに出した時に、当然この質問も出てくると思うので、その検討の決着をつけずに行ってしまうていいのかなというのが、ちょっと疑問だったのですが。

○会長：

どうですか、そのあたりは時間をかけて先に議論をしておいた方がよろしいでしょうか。

というのは、それは根本的な問題であって、従来の一定量以下無料制をそのまま、無料配布枚数を減らすという選択肢も視野に入れておくのか、それはやめるのか、現時点で草津市の市としてのポリシーは固まっているのでしょうか。

それとも、まだその点を議論する余地はあるのでしょうか。

○事務局：

減量化・資源化を入れながら、ごみ袋の配布枚数を減らす議論をせずしていきなり有料化か、ということで大変厳しいご指摘を頂いておるわけですがけれども、現実として、現状のままで今後、ごみ袋の枚数が減るということはまず考えられないことですので、配布枚数を減らすことの議論をした上で有料化というのがいい方法なんでしょうけれども。

ちょっと難しいと思っています。

○委員：

何が難しいんですか。

○事務局：

配布枚数を減らすことです。

○委員：

配布枚数を半分にできてしまっていて、それ以上は有料化する。料金を少し下げてもいいかと思えますけど、それは市民の側からすれば減らそうという気は当然起きると思うのですが。

むしろ市民に受け入れられやすいのはそちらではないかと思えます。

いきなり現状から激変するのではないので、その辺は、市民の方のご意見の方をお聞きしたいですが。

○委員：

市民に意見を聞いても「現状どおりで」「減ったら困る」ということになると思いますが。

○会長：

減ってもいいというのはペットボトルだけですよね。あとは減るとかなり抵抗感はあるでしょうね。その分買わないといけなくなるので。今まで買わずにすんでいた人も、かなりの割合で買わなくてはいけなくなるでしょうから。

○事務局：

現在、ごみ袋を購入されておられる方は単身赴任者や学生などの住民登録をされていないごく少数、全ごみ袋の3%にしかあたりませんが、市としては部分的有料ではなく完全に有料化をしようと考えております。

○天野会長：

今までも完全な無料ではなかったわけでした。

○委員：

今までの配る枚数が多すぎたということです。ですので例えば配布する枚数を半分にして、非常に頑張ればそれぐらいですむでしょうし、単身赴任とか学生のことはそんなに考えなくてもいいように思います。それよりも乳幼児や要介護の方がいる世帯については行政的措置で数が把握できているわけですから、例外的に多めに配布するなどの手配はそれほど大変ではないように思います。

全くのゼロから始めるのであれば、単純従量制が簡単であるとは思いますが、ある程度されてますので、最後に住民の反発を買ってポシャるようなことにならないかと思いますが、完全有料制の前に配布枚数を減らすことも視野に入れたほうがいいのかと思います。

○委員：

目標値をどこに置かれているか、ですよね。全部を有料にしてそれに対する売上げベースと、経費の削減の中の目標値というのがあるじゃないですか。

それをどの辺に持ってきているのか。全部をまかなうのは無理だと思いますので、その一部に供されると思うのですが、その目標値はだいたいどの位なのでしょう。

○事務局：

先ほど説明がありましたように、ごみの処理費用に13億1,800万がかかっており、その中でごみ有料化の対象経費をどこに充てるのかというのは重要な課題ではあり、なかなか難しい問題ではあります。

○委員：

時期とか期間とか目処はあるんですか。いつ頃というのは。

○事務局：

それは答申を頂ければ、市民に対する啓発をしていかなければならないので、すぐというわけにはいかないわけですが。

○会長：

はい。もう今日はあまり時間が残っていないんですが、これは大事な、基本的な論点です。従来どおりの一定以下無料制の中で、少し住民負担を増やしていくのか、均一従量制に制度として改めるのか。今日のこの審議会ではどちらかにするには時間がありませんので、次回以降持ち越しということによろしいでしょうか。

では、あまり時間がありませんが、改めて実際に市内にお住まいの方で、ごみを出されるお立場の委員の方から何か補足的なご意見、ご質問があれば是非お伺いしたいです。

今までのやり方で配られる枚数が減るケースと、改めて1枚いくらでお金を負担するやり方とがありますが、どうでしょう、どちらの方が市民の方に受け入れられやすいのか、あるいはやり方次第では大きな反発を招く恐れがあるのか。それはどういう場合なのか。もし何かご意見か、またはご質問があれば。

○委員：

今の「段階的に」という、枚数を減らす話ですが、制度としてはいずれ有料化にいかなければならないことを考えると、その真ん中の案というのはせこい案だなという気がします。

経費がかかるから住民負担して下さい、と言うからにはやはり均一での負担でなおかつ安く、というのが審議会としての検討のあり方ではないかなと思います。

いずれにしても反発は出てくるでしょうけど、説明していく中では均一の方が説明しやすいのではないかなと思います。

○会長：

いずれにせよ市民の負担はほぼ全員増えるということですよ。

今まで払っていなかった人も払うことになるということで、負担が増えることに関しての反発は当然あると思いますが、その説明の仕方、できるだけ多くの人に納得してもらうような説明の仕方ができるということで。

○委員：

よろしいですか。

草津市さんのポリシーが、まだはっきりしていないところがあるようですが、少なくとも県や国は経済的インセンティブでごみを減らし、また省資源化を進めようと言っている以上、結局、目的はそこにあるわけで、そのために今、区分の見直しですとか、経済的インセンティブの観点からごみ処理費の負担という手段を採ろうとしているわけで、私どもでは、今ここにある資料だけでは、実は今度新しい区分にした時にどのくらいの処理費になるのか、ごみ袋を売って収入があるのかとか、どれだけ今後変わっていくのか、それに対して市民に「現状はこうだが、今後はこれだけ頂戴します」といったシミュレーションと申しますか、経済的なバックデータがないと何とも申し上げられないですね。

その上で市民感情に立ったときにどうなのかという話の順序ではないでしょうか。

例えば袋の経費だけでも少なくとも負担して下さいですとか、そうでなければ負担を求める以上理解されないですよ。その辺を明らかにした上で審議していく必要があると思います。

○会長：

他にいかがでしょうか。では今日は時間となりましたので、本日の、特に資料-2につきまして色々ご意見、ご質問を頂きました内容を踏まえて議論したいと思います。

分別見直しも同時にやりますので難しいのですが、見直しもして、リサイクルも変わってきて、それによって経費がどう上下するのか、それに対して住民にどの部分まで負担をお願いすることになるのか、それによって均一従量制にするにせよ、従来どおりの一定量以下無料制、配布枚数の見直しにするにせよ、どちらにしる住民負担が増えるのは間違いないので、分別見直しも含めての将来見通しをある程度きちっと整理された上で、それがパブコメの時にも見える形で、もちろん細かいことまでは記載できませんが、「これだけの根拠があり、市民も負担しなければいけない」という市の方針が市民に伝わるように、次回、これに加えて新たな根拠となる情報を提示して頂いた上で、また委員の皆様のご意見を集約していくということよろしいでしょうか。

では、これはまた次回引き続き継続審議ということで、続けさせていただきます。

それでは、これをもちまして第6回の審議会を終わらせて頂きます。

どうもありがとうございました。